

広島県告示第五百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によって、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が東広島市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、東広島市長から届出があった。

平成十九年五月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄
位 置	面 積	
東広島市安芸津町三津字皆実新開四三九二番三五の地先	三七二・八三平方メートル	東広島市安芸津町三津字皆実新開